

宮古市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和4年 8月23日 (火)	<p>1 コロナ禍における経済対策について 新型コロナウイルス感染症の長期化、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響は、観光業、飲食業及び小売業を中心とした地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。 地域経済の立て直しには、市単独事業を実施するための財源の確保が必要であることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 経済状況が回復するまで、適時に切れ目ない経済対策を講ずること。 2 感染症が終息するとともに、物価の安定や経済が回復するまでは、継続的かつ安定的な財源の確保について、地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけること。</p>	<p>【商工労働観光部】</p> <p>1 県では、コロナ禍での経済対策として、いわて飲食店安心認証制度の認証を受けた飲食店で使用できるプレミアム付き食事券を発行する「いわて飲食店応援事業」を令和4年12月まで実施したほか、県民等の県内旅行代金を助成する「いわて旅応援プロジェクト」の実施や、令和4年11月からは貸切バス・貸切タクシーの利用促進のための運賃・料金の補助を実施しました。</p> <p>また、原油価格・物価高騰対策として、令和4年度第3号補正予算により、1店舗当たり最大35万円を支給する物価高騰対策支援金の支給を始めるほか、令和4年10月及び令和5年2月にそれぞれ小売店・サービス業等の店舗でQRコード決済により購入利用した方に対して、20%分のポイントを付与する「いわて県民応援プレミアムポイント還元事業」により消費の喚起を図っています。</p> <p>令和5年度においては、民間事業者、商工団体、組合等が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業への補助に係る予算額を拡充し、売上の回復を支援することとしており、今後も、感染状況や県内経済の動向を見極めながら、必要に応じて対応を検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:2

		<p>【ふるさと振興部】</p> <p>2 国が措置している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、各自治体において令和4年度事業を実施しています。</p> <p>県としては、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、国に対して要望しているところであり、引き続き、全国知事会等とも連携しながら、一層の財政支援について働きかけていきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>2 公共交通の維持確保について 公共交通の利用者が減少するなか、住民の足を確保し、維持していくことが喫緊の課題です。 市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として、維持確保が必要と考えます。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 幹線バス路線の維持確保のため、県単補助金の地域の実情や社会情勢に応じた柔軟な運用及び補助上限額の拡大を図ること。 2 補助路線代替交通確保維持事業が令和4年度までの予定であることから、補助制度の延長又は新たな補助制度を創設すること。 3 新型コロナウイルス感染症による減収補填も含め、公共交通事業者の実情に応じた新たな財政支援策について、国に強く働きかけること。 4 すべての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通の維持・拡充に必要な補助制度を創設すること。</p>	<p>1 幹線バス路線の運行欠損額に対する県単補助である広域生活路線維持事業については、これまで、被災地特例や激変緩和措置、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置といった要件の緩和を実施してきており、今後も社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえながら、特例措置の継続等について検討するとともに、県と市町村で構成する「地域内公共交通構築検討会」等を活用した課題の整理を行い、公共交通の維持・確保に必要な支援について引き続き検討していきます。(B)</p> <p>2 補助路線代替交通確保維持事業については、令和2年度に国庫補助における被災地特例の廃止により、代替交通を担うことになる市町村負担の増大が見込まれたことから、令和4年度までの事業として創設したものです。 令和5年度は、新たに、県民の広域的な移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設しました。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A: 1 B: 3</p>
-------------------------------	---	---	----------------	--------------	----------------------

		<p>3 県では、令和2、3年度において、乗合バス、タクシー、第3セクター鉄道事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中でも安全かつ安定した運行が維持できるよう、運行支援交付金により支援を行ったところであり、令和4年度においても、乗合バス、タクシー事業者については、同様の交付金や燃料費の高騰の影響を踏まえた緊急対策交付金により支援を行ったところです。</p> <p>また、6月16日に行った令和5年度政府予算提言・要望等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、輸送需要の大幅な減少に直面している公共交通事業者へ財政支援を講じることや、路線バスに係る国庫補助の補助要件の緩和、密度カットの適用除外の特例継続等について要望しているところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。(B)</p> <p>4 地域内交通の維持・拡充に必要な支援については、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築に係る実証運行や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているところであり、今後も県と市町村で構成する「地域内公共交通構築検討会」等を活用した課題の整理を行い、必要な支援について引き続き検討してまいります。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>3 災害に強いまちづくりの推進について (1) 河川の適切な維持管理について 県が管理する河川の適切な維持管理のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂浚渫や流木の除去など、河川機能の強化を図ること。 特にも、閉伊川と刈屋川の合流地点、閉伊川と飛沢川の合流地点、長沢川の松山～田鎖橋、津軽石川と藤畑川の合流地点の河道掘削について早期にし、花輪橋付近の立木伐採も計画的に実施すること。</p> <p>2 砂防堰堤について、砂防施設点検結果を踏まえた適切な維持管理を行うこと。</p> <p>3 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。</p> <p>4 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門の自動開閉型へ改良すること。</p> <p>5 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけること。</p>	<p>1 河川の維持管理について、県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和3年度は、閉伊川千徳地区及び小山田地区、八木沢川実田地区等の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施し、令和4年度は、撰待川胡桃畑地区、神田川小林地区、近内川宮町地区等を予定しています。</p> <p>今回要望を頂いた箇所のうち、閉伊川と飛沢川との合流点及び長沢川の松山～田鎖橋は、それぞれ令和2年度及び平成30年度に河道掘削を実施した箇所ですが、他の要望箇所とあわせ、今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>2 砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和2年度から実施していた夏屋川岩シバリ砂防堰堤の修繕工事が今年4月に完成したところです。引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A: 3 B: 2</p>
-------------------------------	---	---	----------------	------------	----------------------

		<p>3、4 河川水門については、定期的を実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。(B)</p> <p>5 県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害や令和元年10月の台風第19号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(A)</p>			
--	--	---	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>3 災害に強いまちづくりの推進について (2) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について 近年、豪雨等により、土砂災害による被害が多発していることから、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業について、一層の整備促進を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 整備中の砂防事業（高浜の沢(2)、赤前上の沢(2)）、急傾斜地崩壊対策事業（築地）、復旧治山事業（戸塚、坂本沢）、崩壊地復旧（巖岩）について早期に完成させること。 2 被害が多数発生した重茂、赤前、津軽石、崎山、新里、川井の各地区について、早急に対策を進めること。 特にも、土砂災害特別警戒区域（土石流）の北井沢、田の沢及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井-9、復旧治山事業（堀内）について早期事業化すること。 3 令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名地区の山腹崩壊について、市道の災害復旧に支障をきたさないよう早急に対策を進めること。 4 林地開発申請について、厳正な審査を行うとともに、施工に際しての監督、指導について一層強化すること。</p>	<p>【農林水産部、県土整備部】</p> <p>1 砂防事業高浜の沢(2)については、令和3年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) 砂防事業赤前上の沢(2)については、令和4年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) 急傾斜地崩壊対策事業（築地）については、令和3年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) 復旧治山事業（戸塚、坂本沢）及び県単治山事業（巖岩）については、一部の地区が完成済みであり、引き続き早期概成（完成）を目指して工事を推進していきます。(A)</p> <p>2 土砂災害特別警戒区域（土石流）の田の沢については、既設の砂防堰堤の適切な維持管理に努めるとともに、現地調査結果を踏まえ、土砂・流木等堆積物の撤去等の必要な対策について検討していきます。(C) 土砂災害特別警戒区域（土石流）の北井沢及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井-9については、事業採択にかかる条件や緊急性等を見極めながら事業の検討を進めていきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部、農 林部</p>	<p>A: 5 B: 2 C: 2</p>
-------------------------------	---	--	---------------------	---------------------	-------------------------------

		<p>治山事業は、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、具体的な事業については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しています。また、国土強靱化に向けた事業予算の確保について、国に要望しているところです。要望のありました箇所につきましても、引き続き事業採択に係る条件や緊急性等を見極めながら検討を進めていきます。(B)</p> <p>3 鈴久名地区の林地崩壊への対応については、国庫補助事業による令和5年度治山事業の採択を目指して、事業計画書の作成を進めています。(B) 事業採択に向けて、引き続き、緊密な連携を図り取り組んでいきます。</p> <p>4 林地開発許可については、審査基準をホームページに公開した上で厳正な審査を実施しているところです。また、開発工事に際しては、防災施設の先行設置を許可条件にするなど、工事中の指導も行っているところです。(A) 今後も林地開発許可制度の適正な運用を図っていきますので、無許可林地開発行為の疑い等がある場合は情報提供いただきますようお願いいたします。</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>3 災害に強いまちづくりの推進について (3) 浸水対策事業の推進について 浸水対策を実施するうえで必要な道路の冠水対策や河川の改修などのため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけること。 2 根市地区について、台風第10号において国道106号及び沿線の住宅・事業所が浸水する被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うこと。</p>	<p>1 貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働き掛けていきます。(B)</p> <p>2 道路の排水施設は、道路利用者の安全な通行を確保するため、基準に基づき必要な排水能力を確保し、設置することとしています。 要望の国道106号根市地区の排水側溝の改修についても、この基準により、現在の側溝を設置していることから、早期の改修は困難ですが、流末を含め、排水システムの点検を行っていきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1 C:1</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>3 災害に強いまちづくりの推進について (4) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について 今後の適切な避難指示等の実施のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 閉伊川において、現在未指定区間である小国川合流点の上流及び刈屋川合流点から花輪橋に係る水位周知河川の早期指定をすること。 2 新たに危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、薬師川、田代川、神田川、八木沢川、重茂川河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をすること。</p>	<p>1 水位周知河川の指定については、人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点（役場等）の状況等を勘案した上で、県と市町村で構成する三陸圏域大規模氾濫減災協議会において貴市とも調整を図りながら、令和7年度までの4か年の計画を策定し、指定の拡大に取り組んでいるところです。 閉伊川については、同計画に基づき、刈屋川合流点から花輪橋に係る区間について、令和4年度に水位周知区間として追加指定しました。(B)</p> <p>2 令和3年度は、従来型の水位計を利用して、宮古市の長沢川及び刈屋川を水防警報河川・水位周知河川に指定したところです。危機管理型水位計を設置した河川における水防警報河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等や他県の動向等を踏まえ、指定の適否を判断し、今後の計画への位置付けについて検討していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1 C:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>3 災害に強いまちづくりの推進について (5) 復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する 軽減策について 復興関連事業の終了に伴い、通常事業に移行したことにより財政負担が増加していることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備事業について、負担の軽減策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波に係る復興事業として取り組んできた音部漁港の掘り込み整備については、地元要望等により事業費が増加することから、その増加分は、通常事業で対応することとしております。 引き続き、地元漁協との協議・調整を行いながら、通常事業にかかる事業費の縮減を図り、宮古市負担額の軽減に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>水産部</p>	<p>B:1</p>
-------------------------------	--	--	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (1) 宮古盛岡横断道路の整備促進について 重要物流道路である宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業推進を図ること。 2 箱石達曾部道路は、道の駅やまびこ館へのアクセス向上を図ること。 3 東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として国で一体的に管理すべく、国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に強く働きかけること。</p>	<p>宮古盛岡横断道路については、復興支援道路として国により整備が進められた墓目から腹帯間、川井から箱石間、平津戸・岩井から松草間が令和3年3月28日に開通しました。</p> <p>1. 田鎖墓目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和5年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進について国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>2. 国では、道の駅やまびこ館付近に(仮称)川内インターチェンジの設置を計画しており、現在、設計を進めていると聞いています。 県としては、箱石達曾部道路の整備を推進する中で、防災拠点へのアクセス強化や道路の利便性確保の観点から、「やまびこ館」へのアクセスを確保するよう国へ働きかけていきます。(B)</p> <p>3. 令和5年度政府予算提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入について国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、引き続き様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:3</p>
-------------------------------	---	---	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (2) 国道の防災対策及び交差点改良について 一般国道106号及び340号について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策にかかる必要な予算を確保すること。 2 現国道106号と市道廻立線との交差点部分について、安全性の向上を図る対策を行うこと。</p>	<p>1 県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和4年6月16日に行った令和5年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の総額を安定的・継続的に確保することと併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を当初予算において別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望したところであり、引き続き必要な予算の確保を国に働きかけていきます。(B)</p> <p>2 国道106号と市道廻立(マワチ)線の交差点については、早期の整備は難しい状況ですが、宮古盛岡横断道路(宮古～箱石)アクセスルートに位置していることから、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B:1 C:1</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (3) 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について 押角トンネルが供用開始され、押角峠工区から宮古側1.7kmの区間については、令和2年度から和井内押角工区として事業着手されました。 交通難所の解消に向けて、以下のとおり要望します。</p> <p>1 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図ること。 2 未改良区間の残り約2.0kmについて早期に事業化すること。</p>	<p>1 和井内～押角工区については、令和2年度から事業に着手しており、令和4年度は用地補償及び道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>2 約2.0kmの未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振 興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1 C:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (4) 主要地方道の整備及び事業化について 安全かつ円滑な交通の確保と、災害に強い道路ネットワークを構築するため、以下のとおり要望します。 1 重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な個所も多く存在し、東日本台風においては未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。 2 紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。 3 大槌小国線について、小国(道又)から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。 4 宮古岩泉線について、宮園団地から箱石地区を経由し、田代地区に至る延長約11kmの区間を早期に改良すること。</p>	<p>1 主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 大畑地区～タイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>3 主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金澤(カサリ)地区間のうち、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。 残る区間については、急峻な地形であり長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。(C)</p> <p>4 主要地方道宮古岩泉線(宮園団地～箱石地区～田代地区間)については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:4</p>
-------------------------------	---	---	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (5) 通学路の安全確保について 全国で発生している通学路における死傷事故を踏まえ、歩行者の安全を確保するため、以下のとおり要望します。 1 三陸沿岸道路や市道北部環状線へのアクセス道路として交通量が増加している千徳小学校前丁字路（市道板屋近内線に西ヶ丘中央線が合流するT字路）に、信号機を設置すること。 2 通学路における歩道の新設や、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むこと。</p>	<p>【県警察本部】 1 当該交差点については、主道路の1時間当たりの最大自動車等往復交通量が信号機の設置基準以上であるほか、千徳小学校・宮古西中学校の通学路であり、横断歩行者の安全を確保する必要があるなど、信号機を設置するための条件を満たしていること、及び右折レーンが設置され道路環境が改善される見込みであることから、令和5年度に信号機を設置することとしました。（A） 【県土整備部】 2 県では、いわて県民計画（2019～2028）に基づき、歩行者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や防護柵等の交通安全施設の整備を推進しているところであり、引き続き取り組んでいきます。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部、土木部</p>	<p>A:2</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>4 道路交通ネットワークの整備促進について (6) 宮古盛岡横断道路、国道340号立丸峠周辺及び押角峠トンネル内の携帯電話不感エリアの解消について 携帯電話不感エリアの解消のため、以下のとおり国と通信事業者への働きかけを要望します。 1 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話のエリア整備を行うこと。 2 特に、「立丸峠」「押角峠（トンネル内）」について、長距離区間が不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。 3 国及び通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて引き続き支援すること。</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化しているほか、国道340号については、立丸峠周辺のうち居住地域が、一部携帯電話事業者により令和4年度中にエリア化する計画が公表されています。 残る不感エリア（一部トンネル区間、立丸峠周辺の非居住地域）についても、引き続き県から携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部、土木部</p>	<p>B:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>5 重要港湾宮古港の機能強化について (1) 重要港湾機能の強化について 重要港湾の機能維持と活性化に向け、以下のとおり要望します。</p> <p>1 重要な港湾機能であるタグボートの常駐は、県の責任において行うこと。 2 地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化を行うこと。 3 早急に港内の静穏化等、環境整備を行うこと。 4 藤原ふ頭用地について、企業の用途に応じた立地が進むよう県有地との交換、譲渡等を含め柔軟に対応すること。</p>	<p>1 宮古港へのタグボートの常駐に係る経費については、宮古・室蘭フェリー就航時における貴市との合意を踏まえ、寄港再開決定の際には、貴市と連携して費用を負担することとしています。(B) 2 耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところであり、事業化については、今後の港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。(B) 3 宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、貴市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。(B) 4 未分譲地と民有地との交換については、地権者側から具体的な利活用計画の提案を含めた申出があった場合に検討していきます。 また、未分譲地の交換や譲渡について要望があった場合は、その具体的な利活用計画を提示いただきながら、検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B: 4</p>
-------------------------------	---	---	----------------	------------	-------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>5 重要港湾宮古港の機能強化について (2) ポートセールスの強化について 宮古港を核とした広域的な産業振興が図られるよう、以下のとおり要望します。</p> <p>1 フェリー定期航路の再開に向け、ポートセールスを強化すること。 2 クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、感染症対策やインバウンド対策などの受入環境を整備するとともに、ポートセールスを強化すること。 3 港湾利用企業の立地や拡大に向け、ポートセールスを強化すること。</p>	<p>1 フェリー定期航路の再開に向けたポートセールス活動の強化については、令和2年度に実施した貨物動向調査の結果を踏まえ、貴市と共同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き貴市と連携して取り組んでいきます。(A)</p> <p>2 クルーズ船の感染症対策やインバウンド対策などの受入環境の整備については、令和2年度以降は外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、平成31年度のダイヤモンド・プリンセスの寄港実績を踏まえ、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入環境の整備に努めていきます。 また、クルーズ船社へのポートセールスについては、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れなどにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)</p> <p>3 港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスについては、貴市と連携して取り組んでいきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:3</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>6 移住定住・雇用対策の推進について (1) 若者の移住推進に向けた支援策の拡充について 若者の移住、U・Iターンの推進に向け、若者を対象とした支援策の拡充について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 「いわて若者移住支援金」の対象者について、居住地要件を「県外」に緩和すること。</p>	<p>いわて若者移住支援金については、より多くの若者の本県への移住、U・Iターンを促進するため、令和4年度から新卒要件を追加し対象者を拡大したところであり、令和5年度からは、子育て世帯及び若者・女性に対する加算制度を新設する予定です。</p> <p>居住地要件は現在のところ、岩手県移住支援金と同様、東京圏としていますが、本県からの転出者が最も多い宮城県など東京圏以外の県外も対象とすることについて、今年度の利用状況などを踏まえ、次年度以降も検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>6 移住定住・雇用対策の推進について (2) 地域雇用対策の推進について 県では、令和5年度から「ジョブカフェみやこ」の運営を縮小することを検討しています。 若年労働者の地元定着やU・Iターン者の誘導など地域の雇用対策を維持するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 「ジョブカフェみやこ」は、引き続き県が主体となり運営し、運営体制は現行を維持すること。 2 宮古管内の市町村及び関係機関・団体と連携・情報共有を図り、地域の産業構造やニーズに応じて、求職者への就職相談業務やマッチング及び若年労働者の地元定着等の業務機能を強化すること。</p>	<p>ジョブカフェみやこを含む地域ジョブカフェについては、県と市町村が連携して若者の就業支援を行うことを目的に、平成16年度以降、順次、整備を図り運営を行ってきたものであり、将来的に市町村がより強い関わりを持っていくこととしつつ、当面は、県が主体となった運営を行うこととしていたところです。 人口減少が進む中、若者や女性の就業支援は人口減少対策として極めて重要と認識しており、令和5年度以降は、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただきたいと考えております。 県は、令和5年度以降、広域振興局・地域振興センターに配置した就業支援員等が地域で雇用・労働関係の相談対応を行うとともに、ジョブカフェいわてにおいてオンラインも活用した相談対応を行うこととしておりますので、御理解・御協力をお願いします。(D)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>D:1</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>7 観光の振興について (1) 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの推進について 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの推進のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 みちのく潮風トレイルを観光資源として活用するため、周知宣伝等、情報発信の強化を図ること。</p>	<p>県では、これまでもみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。 また、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、国内外への情報発信の強化にも取り組んでいるところです。 さらに、令和4年7月から9月までの3ヶ月間、「北東北三県大型観光キャンペーン」を展開し、関係機関と連携し、「自然・絶景」「歴史・文化」「酒・食」等をテーマに各種プロモーションを県内外に向けて集中的に実施しました。 今後も、三陸DMOセンターや地元関係者と連携して情報発信の強化に取り組み、三陸の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>7 観光の振興について (2) 観光関連施設の修繕について 度重なる災害や大雨により破損した箇所及び老朽化した施設について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 東日本台風以降、鮎ヶ埼灯台トイレの使用休止状態が続いていることから、早急に取水施設を復旧すること。 2 老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレの建て替えを行うこと。 3 臼木山トイレについてバリアフリー化への改修を行うこと。</p>	<p>自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>1 鮎ヶ埼灯台トイレについては、令和4年度に改修工事を実施します。(B)</p> <p>2 浄土ヶ浜第一駐車場トイレについては、令和3年度に浄化槽の修繕、令和4年度に照明設備・排水管の修繕を実施し、老朽化対策を行っているところです。建て替えについては、耐用年数等を考慮しながら、貴市及び関係機関と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。(B)</p> <p>3 臼木山トイレについては、トイレまでの園路のバリアフリー化や多目的トイレの整備等を行っています。他に改修を希望するか所がある場合は、貴市と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。(B)</p> <p>これらの改修に要する予算については、継続して国に要望していきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:3</p>
-------------------------------	---	--	----------------	----------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>8 医療・福祉の充実について (1) 県立宮古病院の医師の確保等について 宮古医療圏の中核病院として、圏域住民の命を支える重要な役割を担う県立宮古病院について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県立宮古病院の医師及び看護師の不足を解消し、医療サービスの向上に努めること。 2 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。 3 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。</p>	<p>1 県立宮古病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化しており、令和4年度に配置した122名の養成医師のうち、12名を宮古病院に配置したところです。</p> <p>県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>看護師については、令和2年度に夜勤体制強化のための増員を図り、今年度もその体制を維持しているほか、病院からのヒアリング等に基づき育休代替職員を措置するなど、体制整備に努めているところです。</p> <p>沿岸地域の病院は欠員が生じた場合、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部、保健福祉環境部</p>	<p>B: 2 D: 1</p>
-------------------------------	--	---	----------------	----------------------	----------------------

		<p>2 本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運航を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。</p> <p>ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。(B)</p> <p>3 本県の三次救急医療体制については、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるため、面積が広大で山間部が多いという地理的状況等も踏まえ、岩手医大附属病院高度救命救急センターも含め4病院を救命救急センターに指定しているところです。</p> <p>県立宮古病院への新たな救命救急センターの設置は、必要なスタッフの確保などの課題があり困難ですが、ドクターヘリも活用しながら必要な三次救急医療体制を確保していきます。(D)</p>			
--	--	--	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>8 医療・福祉の充実について (2) 中学生までの医療費助成制度の拡大について 子育て世帯にとって大きな負担となっている子どもの医療費を、国、県及び市町村で支援していくため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、中学生(入院・外来)まで対象を拡大すること。 2 全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけること。</p>	<p>1 県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>2 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:1 C:1</p>
-------------------------------	--	--	----------------	----------------	--------------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>8 医療・福祉の充実について (3) 介護施設等の整備に関する補助単価の引き上げと介護人材確保について 介護施設の新規整備に関し、実勢単価を反映した補助単価の引き上げと介護人材確保について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 地域医療介護総合確保基金における施設開設補助について、補助単価の引き上げを国に強く働きかけること。 2 県独自補助の創設又は他の補助メニューを併用できる制度を整備すること。 3 人材の確保に向けて、介護職員の給与を全産業平均の水準まで引き上げるようさらなる処遇改善策について、国に強く働きかけること。</p>	<p>地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等整備事業費補助については、国が消費税率の引上げ等に対応して、順次基準単価の改正を行っており、県ではこの基準単価の上限額を採用して市町村に対して補助してきたところです。 県としては社会情勢の変化等を注視し、必要な財源措置も含めて、必要に応じて国に働きかけていきます。(B) また、国が補助対象としていない広域型特別養護老人ホーム等の整備に関して、県では老人福祉施設整備費補助の制度を設け、全国平均を上回る単価により補助を行っているところであり、新たな補助制度の創設等については、その必要性も含めて慎重な検討が必要と考えています。(C) 介護職員の処遇改善については、令和4年2月から9月までの間、3%程度の賃金改善に要する経費に対し補助を行っていますが、10月以降も処遇改善が継続されるよう、国では、介護報酬の臨時改定を行い、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されることとなっています。 県では、政府予算提言・要望活動において、全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望しているところであり、今後も必要な要望を行っていくほか、全国知事会においても、今年度も国に対して、介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るための施策の推進等について要望を行っています。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B:2 C:1</p>
-------------------------------	--	--	----------------	----------------	--------------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>9 教育環境の整備について (1) 教育環境の整備について 度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課題や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。 2 指導主事の配置数について、定数を維持すること。 3 英語教育専科教員を全小学校へ配置すること。</p>	<p>1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切な配置しているところ。今後、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。(B)</p> <p>2 指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、令和4年度、引き続き2人の配置としているところ。令和5年度以降の配置については、各市町村の状況及び国庫負担定数の措置状況等を踏まえつつ、検討していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A: 1 B: 2</p>
-------------------------------	---	--	----------------	--------------	----------------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>9 教育環境の整備について (2) 岩手県立宮古水産高等学校の機能強化について 不漁の連続という状況下で宮古の漁業・水産業を振興し、豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、従来の養殖漁業に限らず「海面養殖」「陸上養殖」を通じ、海洋教育によりキャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。 そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下について要望します。</p> <p>1 岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設すること。</p>	<p>1 宮古水産高校海洋生産科では、生徒の希望に応じて2年生から船舶運航コース及び食品資源コースに分かれて、より専門的な学びを行う教育課程としており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行っております。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。</p> <p>この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行うこととしました。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図り、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。</p> <p>新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
-------------------------------	---	--	----------------	--------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る津波防災対策への財政支援について 本年6月に施行された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく津波避難対策は、本市が取り組む津波防災対策において、重要かつ必要不可欠な対策です。 また、今後発生が想定される最大クラスの地震と津波に対する新たな対策に係る事業費について、国の負担又は補助の特例措置後も自治体の財政負担が大きくなることが想定されることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 特措法に基づく津波避難対策を速やかに講ずるため、「津波避難対策特別強化地域」の指定について、国に強く働きかけること。 2 特例措置適用後の自治体負担分について、緊急防災・減災事業債が適用できるように制度の見直しを行うこと。</p>	<p>1 県では、国との意見交換の場において、特に著しい津波災害が生じるおそれがあり、津波避難対策を強化すべき特別強化地域として、沿岸12市町村全てを指定するよう要請しています。さらに、特別措置法の規定に基づく意見照会があったことから、改めて、沿岸12市町村全てが指定されるよう国に意見を述べたところであり、令和4年9月に12市町村全てが指定されました。(B)</p> <p>2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策については、津波浸水想定や積雪寒冷を考慮した津波避難施設や避難路の整備、避難所における防寒対策などを進めていく必要があります。これらハード・ソフト両面にわたる新たな取組は、今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる沿岸市町村等にとっては、更なる負担となることから、その負担を軽減していく必要があると認識しています。</p> <p>このため、県としては、関係道県と連携しながら、既存交付金の拡充や新たな財政支援制度の創設などを国に要望していくなど、市町村等による津波避難対策が着実に実施されるよう、引き続き、取り組んでいきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:2</p>
-------------------------------	--	--	----------------	--------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (2) 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について 震災からの産業の復興を果たすため、安全安心で良質な農林水産物のPRを図り、販路回復に懸命に取り組んでいます。ALPS処理水を海洋放出する政府の方針決定により、風評被害の拡大が見込まれることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 海洋放出によらない新たな処理・保管方法を検討・実行すること。 2 処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。 3 東北地方を中心とした太平洋沿岸で漁獲される水産資源への風評被害を払拭するための対策及び財政支援を行うこと。</p>	<p>1・2・3 ALPS処理水の処分については、市町村や漁業関係団体等から、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く出されていることから、県では、これまで様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を要望してきたところです。</p> <p>また、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、今年度の政府予算要望において、「徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した実効性のある風評対策」や、「処理技術の研究開発の推進」などについて要望したほか、本県の漁業が直面している主要魚種の漁獲量激減など固有の事情に合わせた支援についても国に要望しているところです。</p> <p>今後においても、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性をさらに高める処理技術の研究開発の継続など、国内外の理解と安心が得られる取組を国の責任においてしっかりと行うよう、引き続き求めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:3</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (3) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について 度重なる災害により、児童生徒の就学が困難な家庭があることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 台風第10号及び東日本台風で被災した児童生徒についても、国において東日本大震災と同様の就学援助を実施すること。</p>	<p>台風10号及び東日本台風により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望してきたところであり、今後とも様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (4) 廃校施設解体経費の財政支援について 学校統廃合による廃校施設の解体について国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 廃校施設の解体経費にかかる財政支援制度を創設すること。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合又は改築及び長寿命化改良工事に併せて実施する場合にあつては、事業の実施年度に行われる既存校舎棟の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。</p> <p>一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置(資金手当)が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられています。</p> <p>しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (5) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて 学校施設環境改善交付金の配分基礎額が必要経費の全てを対象としていません。また、配分基礎額における建築単価が実勢価格と乖離しています。これらにより、自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 補助率及び配分基礎額を拡充すること。</p>	<p>国は、令和4年度予算において、学校施設環境改善交付金について補助単価の引き上げを行いました。</p> <p>しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、補助率の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。</p> <p>今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (6) 過疎対策事業債の償還期限の延長について 財政融資資金における過疎対策事業債の償還期限は、一部施設を除き12年と短期間となっていることから、財政負担の平準化を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、30年に延長すること。 2 財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金における既往債についても、延長後の償還期限を適用すること。</p>	<p>1・2 地方債の償還年限は、世代間負担の公平の観点から公共施設の耐用年数等を勘案し設定されるものですが、国では、財政融資資金において、令和4年度から新たに公共施設等適正管理推進事業に同資金を配分し償還期限を30年に設定するなど、公的資金に係る配慮に努めているところです。</p> <p>県としては、こうした動向を注視するとともに、特に過疎対策事業債における財政融資資金の償還期限の延長について、関係団体を通じ国に要望してまいります。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>
-------------------------------	---	--	----------------	--------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (7) 鳥獣被害防止対策の推進について 野生鳥獣による農作物被害拡大防止及び有害捕獲活動の推進について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 ニホンジカ及びツキノワグマの個体数の適正な管理が行える施策を講じること。 2 狩猟従事者の育成と確保、農作物被害拡大防止対策の財源を確保すること。 3 鳥獣被害対策と一体にジビエ肉の活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域について、これまでの放射性物質検査の結果に基づいて区域を分割するなど見直しを行うこと。</p>	<p>【環境生活部】</p> <p>1 ニホンジカについて、昨年度末に策定した「第6次シカ管理計画」及び個体数推定の結果を踏まえ、新たな捕獲目標値を設定するとともに、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲の強化に努めるとともに、必要な財政措置の確保について国に要望しています。</p> <p>ツキノワグマについても、昨年度末に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」において、個体数推定の結果及び人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直し、狩猟期間の延長、生息数調査などに取り組むこととしています。</p> <p>また、市町村に対しては、人身被害発生時における捕獲許可権限を委譲しているほか、市町村ごとの有害捕獲頭数をあらかじめ配分する特例許可の許可期間を30日から90日に延長するなど、円滑な対応に向けた制度の見直しを行ったところです。</p> <p>なお、国に対して、クマによる被害防止対策のための財政的支援等について要望しています。(B)</p> <p>2 狩猟従事者の育成と確保については、狩猟に興味のある県民を対象とした研修会の開催や、狩猟免許試験予備講習の無料実施、狩猟免許試験の県内各地での開催、経験の少ない狩猟者を対象とした研修会の開催などに取り組んでおり、国に対しても、捕獲の担い手の確保に資する施策の充実について要望しています。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農林部</p>	<p>B:4</p>
-------------------------------	--	--	----------------	--------------------	------------

		<p>【農林水産部】</p> <p>2 野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策（地域ぐるみ活動）を実施していくことが重要です。このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）」を活用し、有害捕獲、電気柵の設置や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。</p> <p>農作物被害拡大防止対策に関する財源確保について、要望額に対し8割以上の予算を確保したほか、令和4年6月、国に対する「提言・要望」において、「有害捕獲活動に係る十分な予算の確保と早期配分」を要望したところです。また、補助上限単価について、捕獲に要する実費用に見合う単価に引き上げるよう併せて要望したところであり、今後も国に対して必要な対策を講じるよう求めています。（B）</p> <p>3 県では、出荷制限の解除に向けシカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、これに基づき管理されるシカ肉については、令和2年4月、国から出荷制限が一部解除され、出荷が可能となりました。</p> <p>今後、新たにニホンジカのジビエ利用に取り組もうとする市町村に対しては、食品衛生法に基づく食肉処理加工施設や放射性物質検査体制の整備が整い次第、出荷制限の一部解除について国に協議していきます。</p> <p>なお、北海道東北知事会から、「野生の山菜、鳥獣肉等の制限解除に当たって、柔軟に対応するよう。」国へ要望しています。（B）</p>			
--	--	---	--	--	--

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (8) 国土調査関係予算の確保について 災害等に備えるために都市部、山村部の地籍調査を促進させることが必要ですが、当市の地籍調査事業の進捗率は約44%と遅れています。 負担金の要望額に対する交付率が低い状況であることから、以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財源について十分な確保を行うこと。 2 災害に備え、財源を優先的に確保すること。 	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があるが、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されたところです。 このような中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携し進めることとしています。 このため県では、県計画の着実な推進に向けて、市町村の要望に応え得る予算確保のため、令和4年6月に県から国に対し要望を行いました。 今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体と連携しながら、国へ十分な予算の確保と本県への配分を強く働きかけるなど、予算の確保に努めていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>農林部</p>	<p>B:1</p>
-------------------------------	--	--	----------------	------------	------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (9) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について 国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。 2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。 3 本年度から始まった未就学児に係る均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子どもに拡充するとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。</p>	<p>1 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。 また、東日本大震災津波により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。 (B)</p> <p>2 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、現物給付の対象を中学生まで順次拡大してきたところです。 現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされましたが、小学生、中学生及び妊産婦は、依然として減額調整の対象となっていることから、対象に関わらず廃止するよう国に要望しています。(B)</p> <p>3 県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、本年度から施行とされている未就学児に係る均等割保険料の軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B: 3</p>
-------------------------------	---	---	----------------	----------------	-------------

<p>令和4年 8月23日 (火)</p>	<p>10 国に対する要望の強化について (10) 脱炭素に向けた再生可能エネルギーの導入促進について 地域の脱炭素に繋がる再生可能エネルギーの更なる導入促進に向け、以下のとおり要望します。</p> <p>1 国主導による系統増強と併せ、脱炭素化に資する再生可能エネルギーを優先的に系統利用できるよう運用ルールを見直すこと。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大のためには、送電容量の確保等が必要であることから、県では、再生可能エネルギー電源の出力制御を低減するため、蓄電池導入などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実・強化を国に要望しています。</p> <p>引き続き、全国知事会等とも連携しながら、系統運用方法の見直しなど、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた具体的な施策を講じるよう、国に対し働きかけていきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B: 1</p>
-------------------------------	--	--	----------------	----------------	-------------